

宮崎県フードビジネス推進会議設置要綱

平成25年5月8日

総合政策部

(設置)

第1条 本県の「産・学・官・金」の各関係機関が連携の上、全県を挙げてフードビジネスの成長産業化を推進し、産業競争力の強化と雇用の創出による地域活性化を図るため、フードビジネス推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) フードビジネスを本県の成長産業としていくための共通認識の形成に関すること。
- (2) フードビジネスを全県的に推進していくための関係機関の連携・協力体制の構築に関すること。

(組織及び会議)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる機関の代表者等（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、宮崎県知事をもって充てる。
- 3 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させることができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、総合政策部フードビジネス推進課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機 関 名
宮崎県
宮崎県市長会
宮崎県町村会
宮崎県森林組合連合会
宮崎県農業協同組合中央会
宮崎県経済農業協同組合連合会
宮崎県農業振興公社
宮崎県漁業協同組合連合会
宮崎県工業会
宮崎県商工会議所連合会
宮崎県商工会連合会
宮崎県産業振興機構
宮崎県中小企業団体中央会
宮崎県物産貿易振興センター
みやざき観光コンベンション協会
宮崎銀行
宮崎太陽銀行
日本政策金融公庫宮崎支店
宮崎県信用金庫協会
宮崎県農業法人経営者協会
宮崎大学
南九州大学
九州保健福祉大学